

令和 2 年 5 月 2 7 日

東京 SR 経営労務センター
社会保険労務士会員各位

東京 SR 経営労務センター
会長 川崎 秀明

緊急事態宣言解除に伴う事務局の業務運営について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年 4 月 7 日に政府から、新型コロナウイルス感染防止のための緊急事態宣言が東京都を含む 7 都府県に発令され、まもなく 2 ヶ月を経過しようとしておりましたが、去る 5 月 25 日には東京都においてもこの宣言が解除されたところです。

この間、当センター事務局におきましては、過去に例を見ない様々な制約が課せられる状況の中、会員の皆さまのご協力をいただきながら、年間で最も繁忙となる労働保険年度更新業務を進めてまいりました。

特に、窓口への来所を控えていただく郵送による届出の徹底や電話対応時間の短縮にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

しかしながら、緊急事態宣言が解除されたからと言って、このコロナウイルスとの闘いは、当分続くものと思われ、今後も感染防止に努めていくことが重要ですが、今回の緊急事態宣言解除を一つの区切りといたしまして、当センターの窓口業務等も徐々に元の状態に戻していくため、本年 6 月 1 日から以下のとおり対応させていただくことといたしますので、ご了解いただくとともに、引き続き、ご支援等賜りますようお願い申し上げます。

<緊急事態宣言解除に伴う業務対応等>

1 窓口での受付業務

窓口での受付は、ご来所いただいた場合、これまでも対応させていただいておりましたが、引き続き、郵送による書類提出をお願いしつつ、**6 月 1 日 (月) から**は、「新規委託関係書類」など、窓口での受付も対応させていただくことといたします。

なお、窓口対応時間につきましては、従来と同様に次のとおりとさせていただきます。

〔窓口対応時間〕：平日の 9 時～11 時 30 分と 13 時～16 時

※12 時～13 時の昼休時間帯は入口を施錠いたしますのでご注意ください。

2 電話対応時間

本年 4 月 20 日（月）から電話対応時間を 10 時～15 時（昼休時間帯：12 時～13 時を除く。）とさせていただきますが、6 月 1 日（月）からは、次のとおりとさせていただきます。

〔電話対応時間〕：平日の 9 時～16 時（昼休時間帯：12 時～13 時を除く。）

※上記以外の時間帯は、留守番電話対応となります。

3 その他

引き続き、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただくことで、会員の皆様にはご不便をおかけすることもあるかと思われませんが、次の各事項にもご留意いただき、窓口業務の円滑な推進にご協力をお願いいたします。

- (1) 引き続き、感染防止の観点から、窓口では長時間の対応はできませんので、書類作成時には、それぞれの届出の要綱や手引等を参照いただき、記入漏れや印漏れなどが無いようご留意願います。
- (2) 当分の間、受付カウンターには、透明の亚克力板などの仕切りを設置し、対応させていただきますので、ご了承願います
- (3) ご来所の際は、必ずマスクの着用をお願いするとともに、手指のアルコール除菌等にも協力願います。
- (4) 発熱等、体調の悪い場合は、ご来所を控えていただくようお願いいたします。